

ID: 67

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料及び登録料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町社会体育施設条例 第8条		
例 規 番 号	平成15年 条例第5号		
<p>【根拠条文】 (使用料及び登録料) 第八条 施設使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第三に定める使用料及び登録料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日